

本学元教員による研究費の不正使用について

【概要】

本学の元教員による研究費の不正使用にかかる申し立てがあったことから、不正使用調査委員会を設置し、調査を行った結果、不正使用（カラ給与）が行われていたことが明らかになりました。

本学の元教員が在職中このような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止が徹底されるよう、全学を挙げて取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、別添の資料をご確認ください。

お問い合わせ先

北海道大学研究推進部研究振興企画課 課長 六家（ろっけ）

T E L 011-706-2161 F A X 011-706-4873

メール f-chosa@research.hokudai.ac.jp

U R L <https://www.hokudai.ac.jp/>

配信元

北海道大学総務企画部広報課（〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目）

T E L 011-706-2610 F A X 011-706-2092 メール kouhou@jimuhokudai.ac.jp

本学元教員による研究費の不正使用について

令和元年10月1日

国立大学法人北海道大学

1. 調査に至る経緯

平成30年9月3日付けで、本学教育学研究院の元教員が、短期支援員（短期支援員は、季節的な業務又は臨時的に発生する業務に従事する者について、2か月の雇用期間の範囲内において、労働契約を締結する制度）の雇用に関する不正使用（カラ給与）を行っていた疑いがあるとの内容の申立てがあった。

最高管理責任者（名和豊春総長）は、当該申立てについて検討し、研究費の不正使用が行われた可能性が高いと判断、「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」に基づき、不正使用調査委員会を設置し、調査を行うことを決定した。

2. 調査

（1）調査体制

委員長	笠原 正典	北海道大学	理事・副学長
委員	宮崎 隆志	北海道大学	教育学研究院長
委員	小内 透（平成30年11月18日迄）	北海道大学	教育学研究院 教授
委員	青木 豪	青木法律事務所	弁護士
委員	佐藤 浩司	北海道大学	教育学事務部 事務長

（2）調査期間

平成30年10月9日～令和元年8月29日

（3）調査対象

平成23年度～平成30年度に当該教員が執行した全ての研究費（「国立大学法人北海道大学文書管理規程」の規定によって関係書類が保存されている期間（7年）を対象とした）

（4）調査方法

（ア）人件費

関係書類の確認、関係者に対する面談及び書面による確認

（イ）旅費

関係書類の確認、出張の用務先等に対する電話及び書面による確認

(ウ) 物件費

関係書類の確認、取引業者に対する書面による確認、物品の管理状況の確認

3. 調査結果

(1) 不正使用の有無

有 (カラ給与)

(2) 不正に関与した研究者

(元) 北海道大学教育学研究院准教授 厚東 芳樹

(3) 不正の具体的な内容

(ア) 動機・背景

本事案に係る動機及び背景については、把握することができなかった。元教員は、調査の過程において、当初、短期支援員給与に相当する労働の実態があったと主張する一方、元教員が学生から短期支援員給与を回収した事実を認め、その用途についても一定の説明を行っていた。しかし、後に、元教員は証言を翻し、短期支援員給与の回収について否定、当該給与は労働を行った学生の手元にあるとし、その用途は学生にしか分からないとして、最終的に客観的な証拠に基づく説明を行わなかった。

(イ) 手法

元教員は、学生3名に対し「実際に業務を行う他の学生に給与を支給するため名義を貸してほしい」または「他の学生の旅費を捻出するため」と説明若しくは特段の説明を行わずに、当該学生を短期支援員として雇用する手続きを行い、当該学生が実際は業務を行っていないにもかかわらず、虚偽の出勤簿に押印させ、事務部に提出することによって、大学から給与を支給させた。また、元教員は当該学生のうち2名に支給された給与を回収した。

(ウ) 不正に支出された研究費

研究資金の名称	年度	金額 (円)
科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金)	平成 28 年度	285,653
自己資金 (一般運営財源)	平成 28 年度	6,013
合計		291,666

(エ) 私的流用の有無

有

(オ) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

元教員及び短期支援員として雇用された学生に対する面談調査及び書面調査を行った結果、学生3名はいずれも労働の実態がなかったと証言し、元教員も、うち1名については労働の実態がなかったことを認めており、さらに、元教員が労働の成果物として提出した資料について、短期支援員にかかる雇用契約に基づき作成された資料ではないことが確認できたことから、雇用契約に基づく労働の実態が存在していないにもかかわらず、短期支援員給与を支給させたと認められるため、不正使用（カラ給与）に当たると判断した。

また、元教員からカラ給与の用途にかかる説明がなく、カラ給与として支出された研究費が本学の公務に使用されたことが客観的な資料に基づき証明されなかったことから、私的流用があったものと判断した。

4. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

(ア) 短期支援員の勤務状況確認にかかる体制整備の不備等

短期支援員の雇用から給与支給までの事務手続きにおいて、事務部による短期支援員の勤務状況の実態確認にかかるルールが定められておらず、短期支援員の雇用を申請した教員に対する牽制が不足していた。

また、短期支援員に対し事務部から直接、労働条件等の説明を行うルールが形骸化し、大多数の部局等において教員任せとなっており、短期支援員の雇用手続において、事務部が短期支援員本人と接触する機会が確保されていなかった。

(イ) 不正使用に対する認識不足

元教員は、その証言から、学生の教育のためならば何をやっても許されるとの認識を有していたと考えられ、さらに、短期支援員にかかる労働の成果であるとして、作成者や作成時期が定かでない資料を大量に提出し、短期支援員関係書類と整合性がなくても、学生らが何らかの作業を行っていれば不正使用ではないという元教員の独自ルールに基づく釈明を行う等、不正使用に対する認識が不足していた。

(2) 再発防止策

(ア) 短期支援員の勤務状況確認にかかる体制整備

短期支援員の発令を行う各部局等の事務部において、短期支援員の勤務状況について抽出で現場確認等を行うこととし、また、その旨を周知することで、教員に対する牽制が働く体制を整備する。

また、短期支援員に対し事務部から直接、労働条件等を説明するルールを改めて周知徹底し確実に実施することで、事務部が短期支援員本人と接触する機会を確保する。ま

た、当該ルールが全学的に適切に遵守されているか継続的に確認を行うことによって、当該ルールの適切な運用を維持していく。

(イ) 教職員等に対する不正使用防止にかかる意識啓発の徹底

今後、教職員等に対する研究費の適正な管理及び運営にかかる意識啓発のより一層の充実を図る。